

全世界帯対象！

特別定額給付金(1人10万円)の申請・給付が始まっています！

■ 給付対象者および受給権者

【給付対象者】

基準日（令和2年4月27日）において、宜野湾市の住民基本台帳に記載されている方。

【受給権者】

受給権者は、その者の属する世帯の世帯主とする。

■ 給付額

世帯構成員1人につき10万円として算出される額

例 世帯構成員4人の場合

10万円 × 4人 = 40万円

※給付金の給付は一度限りとなります。

■ 申請方法

【郵送申請方式】

申請書を記入後に本人確認書類、振込先口座確認書類の写しを添付の上、宜野湾市へ返送してください。

【オンライン申請方式】

マイナポータル上の申請画面から電子申請を行ってください。（申請はマイナンバーカードをお持ちの世帯主に限ります。）

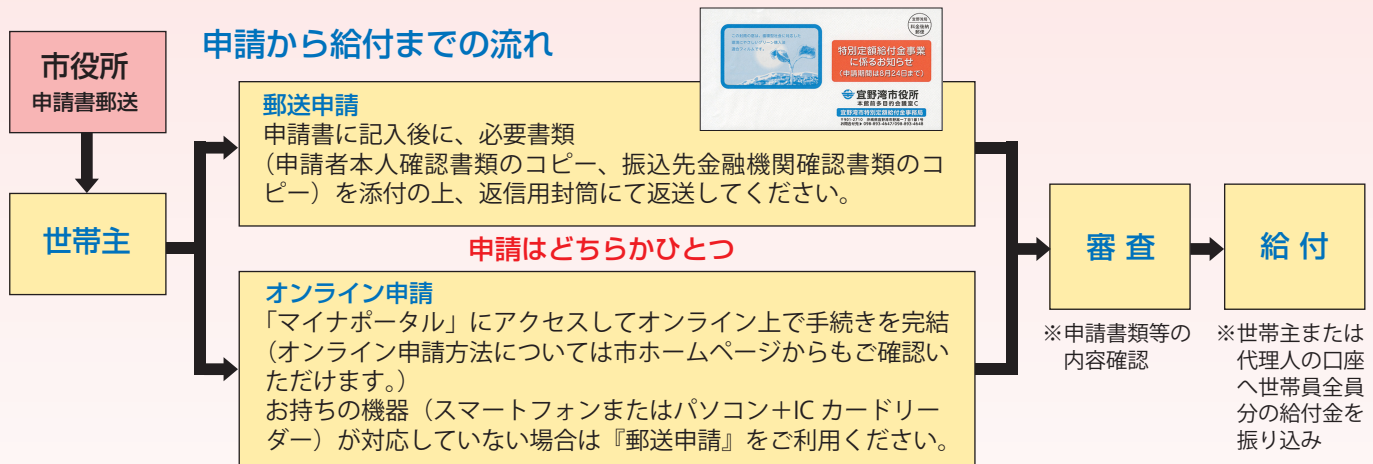
■ 申請受付期間

開始日：令和2年5月25日（月）

終了日：令和2年8月24日（月）消印有効

注意

申請受付期間を過ぎると給付対象外となりますのでご注意ください。



申請時の注意点

- ・郵送申請の際は記入漏れや必要書類を再度確認の上、郵送してください。
- ・オンライン申請は、世帯主がマイナンバーカード所持者である場合のみ申請が可能となっています。世帯主以外が申請をしても認められません。
- ・記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、申請受付開始日から3カ月後の申請期限までに世帯主（代理人）に連絡・確認できない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ・銀行口座がないなど、真にやむを得ない場合に限り、窓口における申請受付および給付を行うことができます。
- ・申請受付期間を過ぎた際は申請を受理することができません。十分にご注意ください。

■ その他

- ・感染拡大防止の観点から、給付金の申請は「郵送申請」または「オンライン申請」のご協力をお願い致します。
- ・外国人のうち、短期滞在者および不法滞在者は住民基本台帳に記載されていないため、給付の対象とはなりません。
- ・給付日は、受付完了日ごとに異なります。
- ・多言語での案内は市ホームページで確認することができます。
(Multilingual information can be found on the city's website.)

お問い合わせ 宜野湾市特別定額給付金専用コールセンター ☎ 050-5371-7058 10:00～17:00

※土日・祝日もご利用できます。

総務課特別定額給付金事務局 ☎ 893-4647、893-4648

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/organization/gsk/archives/tokubetuteigakukyuufukinn.html>



詐欺にご注意ください。

市や総務省がATMの操作や受給にあたり手数料の振り込みを求めること、メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありません。